

## 大阪大学核物理研究センター放射線安全委員会規程

第1条 大阪大学核物理研究センター放射線障害予防規定第4条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 大阪大学核物理研究センター放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）は、次の事項を審議する。

- 一 施設使用者の放射線障害発生の防止に関すること。
- 二 施設整備計画に関すること。
- 三 その他放射線安全管理上必要なこと。

第3条 安全委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 核物理研究センター長
- 二 放射線取扱主任者及び主任補佐
- 三 核物理研究センターの教員のうちから選ばれた者2名
- 四 施設使用者のうちから選ばれた者1名
- 五 その他安全委員会が必要と認めた者

2 安全委員会の委員は、核物理研究センター長が委嘱する。

3 第1項第3号、第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 安全委員会に委員長を置き、核物理研究センター長をもって充てる。

2 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。

第5条 安全委員会に関する事務は、庶務掛で行う。

附 則

この規程は、昭和57年3月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。